

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 3 年度第 3 回滋賀県最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 3 年 8 月 4 日（水） 14 時 00 分～14 時 30 分
開催場所	板金工業組合 会議室
出席状況	<p>公益代表委員（定数 5 人） 石井利江子 片山 聡 木下康代 佐野洋史 平井建志</p> <p>労働者代表委員（定数 5 人） 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三</p> <p>使用者代表委員（定数 5 人） 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫</p> <p>事務局 5 人 待鳥労働局長、矢野労働基準部長、 綿貫賃金室長、神崎室長補佐、 福岡賃金指導官</p>
主要議題	<p>滋賀県最低賃金専門部会報告について</p> <p>滋賀県最低賃金の改正決定について（答申）</p> <p>特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）</p>
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県最低賃金専門部会から、滋賀県最低賃金を現行の 868 円から 28 円引き上げて 896 円とし、効力発生の日は 10 月 1 日（法定どおり）とする旨の専門部会報告あり。審議会で採決の結果、使用者側全員反対で賛成多数により、部会報告通りに可決し、局長へ答申。8 月 20 日まで異議を受付けることとなった。異議があれば、令和 3 年 8 月 23 日開催予定の第 4 回審議会で審議。</li> <li>・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性については、7 月 12 日に労働者側から、新繊維、窯業・土石、一般機械、精密・電気、自動車・同附属品、各種商品小売の 6 業種について申出があったため、改正決定等の必要性の有無について、滋賀労働局長から滋賀地方最低賃金審議会会長へ諮問。8 月 18 日開催の特別検討小委員会で審議することとなった。</li> </ul>